

第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり

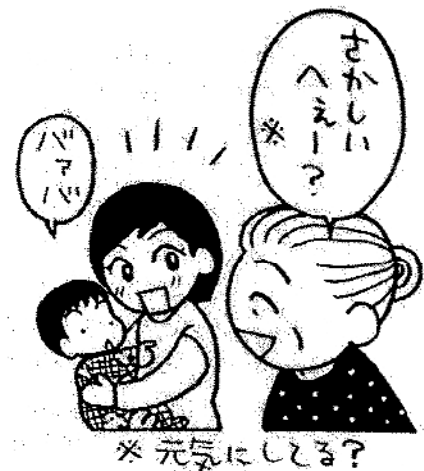
安心して子育てをするためには、生活の中心となる住宅が、子育て家庭それぞれの家族構成や家庭環境に対応したものであるとともに、まち全体が子ども連れでも安心して気軽に外出できる環境であることが大切です。

「第1節 子育てしやすい生活環境づくり」では、子育て家庭にとって暮らしやすい良質な住環境の提供や、子どもが、屋外でのびのびと遊んだり、活動したりできるよう、環境面にも配慮します。

「第2節 安心して外出できる環境づくり」では、子育て家庭が安心して出かけられるよう、ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）に関する意識の醸成やUDの視点に立ったまちづくりの推進を行うとともに、安全な遊び場の確保に努めます。

「第3節 子どもの安全を守るまちづくり」では、子どもを犯罪から守るため、通学路や公園等における防犯対策をしっかりと行うとともに、犯罪に巻き込まれないために必要な情報の提供や知識の普及に努めます。

「第4節 子どもの非行を防ぐ環境づくり」では、子どもの健全な育成を阻害する環境の浄化に取り組むとともに、非行問題に関する相談や支援を行います。



◆施策の体系

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良好な生活環境の確保

第2節 安心して外出できる環境づくり

- (1) 子育てバリアフリー化の推進と情報の提供
- (2) 安全な遊び場の整備

第3節 子どもの安全を守るまちづくり

- (1) 子どもを交通事故から守る取組
- (2) 子どもを犯罪から守る取組

第4節 子どもの非行を防ぐ環境づくり

- (1) 非行を防ぐ運動の推進
- (2) 子どもの健全な育成を阻害する環境の浄化
- (3) 非行問題に関する相談や支援の実施
- (4) 喫煙・薬物乱用の防止

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

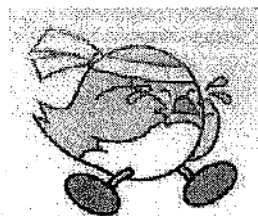
◆ めざす姿

- ☆ 子育て家庭にとって、ゆとりがあり安心して住める住宅が増えます。
- ☆ 住宅と子育て支援施設の近接化が進むことにより、通園、通学する際の子どもの負担や親の不安が軽減されます。
- ☆ 川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。

トピックス

シックハウス症候群って？

- シックハウス症候群とは……
 建築材料や家具、日用品から発散する「化学物質」(*)が原因で、
 - ・目がチカチカする。
 - ・のどが痛い。
 - ・めまいや吐き気がする
 - ・頭痛がする
 などの症状があります。
 化学物質の濃度が高い住宅に長期間暮らしていると、健康を害する恐れがあるので注意が必要です。
 - *シックハウス症候群を引き起こすとされる「化学物質」とは、「ホルムアルデヒドなど揮発性の有機化合物」のことです。
- ホルムアルデヒドを発散する建築材料の表示
 ホルムアルデヒドを発散する量でJISやJASの表記記号が異なります。
 - ・F☆☆☆☆は、発散量が少ないので内装仕上げに使用できます。
 - ・F☆☆☆や、F☆☆は、内装仕上げに使用する面積に制限があります。
 - ・☆の数が多いほど、発散量が少ない建築材料です！
- 生活上のチェックポイント
 - ① 適切な換気を心掛ける。
 - ・24時間換気システムのスイッチは切らない。
 - ・新築やリフォーム当初は、特に、換気や通風を十分行う。
 - ・気温の高い夏場は、換気や通風を十分行う。
 - ・ストーブを使用するときは、定期的に換気を行う。
 - ② 化学物質の発生源となるものを減らす。
 - ・家具やカーテン、じゅうたんを買うときは、化学物質の発散が少ないものを選ぶ。
 - ・床に塗るワックス類には、化学物質を発散するものがあるので注意する。
 - ・防虫剤、消臭剤などの使いすぎに注意する。
 - ・化粧品、香水、整髪料なども影響することがある。
 - ・室内でのたばこは、なるべく避ける。



子どもの声

『おとなにいいたいこと』～伝えたい！私たち子どもの声キャンペーン～

- 未来は私たちが創っていくけど、今ちゃんと未来のことを考えて政治をして欲しい。
 あと、環境のことについても、しっかりと考えて欲しい。
 やっぱり今がきちんとしていないと、明るい未来はないと思います。(中学生)
- 歩き煙草を止めたり、ゴミの分別をしっかりと、環境をこのまま良くして欲しい。(中学生)

○具体的な取組

(1) 良質な住宅の確保

- ① 子育てしやすい居住環境を整備するため、公営住宅のバリアフリー化や建替えを行います。また、子どもの成長や家族構成の変化に対応できる、長期優良住宅（※1）の普及を図ります。
- ② 子育て家庭における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を推進します。
- ③ 子どもをシックハウスによる健康被害から守るため、有害物質を発散する建築材料の使用を抑制するほか、室内空気環境測定や相談のための体制整備等を推進します。

(2) 良好な生活環境の確保

- ① 通園や通学、子どもの送り迎えの負担を軽減するため、公営住宅を整備するに当たっては住宅と子育て支援施設の近接化・一体化を推進します。
- ② 河川や海の水質汚濁の原因となる生活排水対策を進めるため、下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。
また、廃食用油等の適正処理や洗剤の適正使用等、日常生活の中で取り組める生活排水対策についての理解と協力を呼びかけるため、「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、「生活排水きれい推進月間」（9月10日～10月10日）を定め、各種啓発活動を実施します。
- ③ 子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を常時監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。
- ④ 子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。

*** 数値目標 ***

項目	単位	20年度末現状(見込)	26年度末目標値
子育て世帯の誘導居住面積水準（※2） 達成率	%	43.0 (H15年度)	50.0 (H27年度)

※1 長期優良住宅とは

長期にわたって使用可能な質の高い住宅のことで、適切に管理すれば、数世代にわたり使用可能です。認定を受けると、住宅の不動産価値が上がるとともに、不動産所得税の減税や住宅ローンの減税拡充などの税制優遇措置が受けることも可能です。

※2 誘導居住面積水準とは

世帯人数に応じ、豊かな住生活を実現する上での前提として、多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準のことです。

○ 具体的な取組

(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供

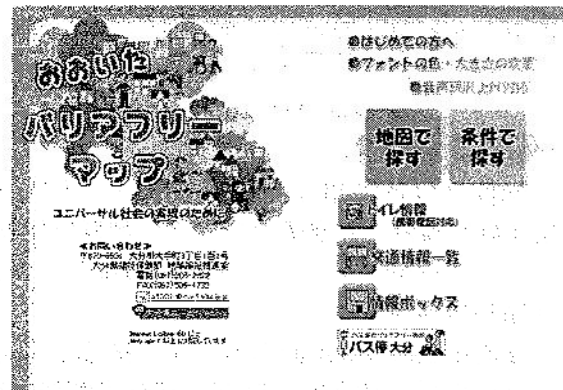
- ① 県民一人ひとりが他人を思いやる気持ちを持つ、「心のユニバーサルデザイン」について意識の醸成を推進するため、県庁ホームページにおいて、ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）の考え方や県内の取組事例等を紹介するなど、UDに関する広報啓発に努めます。
- ② 子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進を行うなど、UDの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。
- ③ 民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、子ども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、子どもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス（※）導入の支援を行います。
- ④ 県庁ホームページに「おおいたUDマップ（仮称）」を新たに設け、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さな子ども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行います。

(2) 安全な遊び場の整備

- ① 子ども連れでも外出しやすくなるよう、商店街の空き店舗を活用した保育サービス施設や、子育て家庭の交流の場等コミュニティ施設の設置・運営を支援します。
- ② 子育て家庭が、安心してスポーツに親しめるよう、野球場やプール、弓道場など、県営「大洲総合運動公園」の老朽化した施設の補修を進めます。
また、大分スポーツ公園をはじめ他の県営公園でも、より快適に利用できるよう、施設の改修を進めます。
さらに、関係市町村に対しても、国庫補助制度を活用して、古くなった遊具等公園施設の更新を行うよう働きかけます。

ホームページ の紹介

「おおいたUDマップ（仮称）」について
*平成21年度 開設予定
（開設後に紹介記事掲載）



（参考イメージ：おおいたバリアフリーマップ）

※ノンステップバスとは

高齢者や障害者に配慮した、乗降口に階段のない超低床のバスのこと。

第3節 子どもの安全を守るまちづくり

◆ めざす姿

- ☆ 県民一人ひとりの交通安全意識や防犯意識が高まり、安心して暮らすことのできる地域社会になります。
- ☆ 地域ぐるみで、子どもを交通事故や犯罪から守ります。
- ☆ 被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。
- ☆ 消費者トラブルから身を守ることができます。

大分県警察防犯キャラクター「まもるくん」▶



お役立ち情報

○おおいた防犯マップ みはるちゃん

空き巣等の盗難や「子どもの声かけ事案(※)」に関する情報をインターネットでご覧いただけます。
<http://map.ansin-oita.jp/index.shtml>

★「子ども声かけ事案」とは……

15歳未満の子どもが見知らぬ大人から声をかけられ不安に感じた事案のことです。

例えば、誘拐やわいせつを目的として子どもに

- ・お菓子を買ってあげるからと甘い言葉で誘う
- ・お母さんが入院したから病院に連れて行ってあげると嘘をついて誘う
- ・道案内を求めるふりをして誘う などです。

○メール配信システム まもめーる

大分県警察メール配信システム「まもめーる」は、大分県警察本部及び警察署から地域の安全に関する情報を配信するサービスです。

配信される情報は、現在お使いの「パソコン」又は「携帯電話」で受信できます。登録は無料ですが、メールの送受信やホームページ閲覧にかかる通信料が必要です。

【新規登録手続き】

e@ansin-oita.jpへメールを送ると、自動登録されます。

情報の種別や地域の選択、登録の解除も自由にできます。

詳しくはホームページ (<http://ansin-oita.jp/seian/mls/>) をご覧下さい。



マップ検索

<アイコンの種類> ●侵入窃盗 ●乗上りたらい ●乗り物盗 ●子供声かけ



まもめーる

メールマガジン バックナンバー一覧

発行日	タイトル	本文	配信	表示
2009-07-27 20 30 31	小学生に対する声かけ被害の発生	7月27日午後3時30分ごろ、宇佐市内でプールから2人で構中の女子児童が、自転車に乗った男から	全県	表示
2009-07-22 12 02 26	児童保護基金助成の発生について	7月19日ごろ、佐伯市内に居住の男性(49歳)が、携帯電話サイトに掲載されていた盗難業者に被害申し	全県	表示

※「スクールサポーター」(P117)とは、

学校と警察の橋渡し役として、警察と学校との連携の一層の強化を図り、少年の非行防止・立ち直り支援及び子どもの安全対策の充実等を図ることを目的として、警察本部少年課に配属されている特別職の非常勤職員です。

○ 具体的な取組

(1) 子どもを交通事故から守る取組

① 安全な道路交通環境の整備

子どもが交通事故に遭うことを防止するため、歩車分離式信号機を導入するなど、効果的な事故防止対策に取り組めます。

また、「通学路」の歩道設置や歩行位置明示等の整備を行うとともに、子どもを含む歩行者や自転車の人身事故が多い「あんしん歩行エリア」において、車両速度の抑制や右折レーン設置等の事故軽減対策を行います。

② 交通安全活動の推進

ア 交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総参加による交通安全運動を季節ごとに実施するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。

イ 親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、幼児交通安全クラブをはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

ウ 自転車乗車時における子どもの事故を防止するため、自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児二人同乗用自転車の安全利用等についての指導を徹底します。

エ シートベルトやチャイルドシートの利用促進を図るため、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。

(2) 子どもを犯罪から守る取組

① 犯罪被害の未然防止

ア 子どもを犯罪から守るため、地域住民のみなさんと一緒に通学路や公園等危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいだ防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。

イ 緊急時に子どもが助けを求められるよう、「こども連絡所」の設置促進や運用支援を行います。

ウ 学校や地域と連携し、子どもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及啓発に努めます。

エ 自主防犯パトロール隊など地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。

オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。

カ 学校における子どもの安全確保・子どもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」(※P116参照)を充実させるとともに、活用を推進します。

キ 携帯電話やインターネットを使った架空請求等の消費者トラブルに巻き込まれないよう、高校生や保護者を対象にした啓発講座の開催や資料の提供等を行います。

② 犯罪被害に遭った子どもへの支援

ア 犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」(※P118参照)において、子どもや保護者からの相談に応じます。

イ 犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。

*** 数値目標 ***

項目	単位	20年度末現状(見込)	26年度末目標値
法指定通学路における歩道等整備率 (市町村道除く)	%	64.0	71.0

第4節 子どもの非行を防ぐ環境づくり

◆ めざす姿

- ☆ 子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、子どもを非行から守ります。
- ☆ 悩みを抱える子どもや親の気持ちに寄り添い、問題解決まで継続的な支援を行います。

相談機関の紹介

「大分っ子フレンドリーサポートセンター」 守秘義務厳守、安心してご相談下さい！



『どこに相談すればいいの？』

相談受付時間：いずれも平日の午前9時15分から午後6時迄です。

(受付時間以外は、留守番電話対応となります。)

- 本部サポートセンター (担当地域：県北・県西センター以外の地域)
【場所】大分中央警察署 (6階) 【専用電話】097-532-3741
- 県北サポートセンター (中津・宇佐・豊後高田警察署管内)
【場所】中津警察署 【専用電話】0979-24-3741
- 県西サポートセンター (日田・玖珠警察署管内)
【場所】日田警察署 【専用電話】0973-24-3711

『どんな相談ができるの？』



ある女子高校生からの相談

実は、友達から「万引きをしよう」って誘われたんです。

以前から、みんなで「欲しいね～」って言ってたりリップグロスなんだけど・・・。

話しているうちに「万引き」なんて話になって。

なんだか「ここで断るとグループから外れてしまうんじゃないか」「友達としての仲の良さを試されてるんじゃないか」なんて思ってしまうと、その場では、平気なふりしてしまっただけです。

本当は、悪いことだってわかってるんだけど・・・。

先生に相談すれば、「チクった」なんてことになるし、誰にも相談できないんです。



ある父親からの相談

実は、娘が犯罪の被害に遭っているようなのです。まだ、きちんと話してくれないので、具体的なことは何もわかっていないのですが・・・。最近、食欲がなくなったり、不眠状態が続く、学校でも突然泣き始めたりと様子がおかしかったので、妻が娘に聞いてみたところ、どうも「性犯罪の被害にあった」らしいのです・・・。

親として、どのように関わってあげればいいのか・・・。

娘にどんな手助けをすればいいのか・・・。

○ 具体的な取組

(1) 非行を防ぐ運動の推進

家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。

(2) 子どもの健全な育成を阻害する環境の浄化

① 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となり、県下一斉立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害図書や有害興行の一掃等を行います。

② 児童ポルノ・児童買春事件や少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。

③ 学校と連携して、子どもや保護者に携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の重要性等を広報啓発し、出会い系サイト等犯罪防止対策を推進します。

(3) 非行問題に関する相談や支援の実施

① 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。

② 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。

③ 子どもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーの活用を促進します。

(4) 喫煙・薬物乱用の防止

① たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。

② 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（※）を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。

相談機関の紹介

<<薬物乱用に関する相談・問合せは次の機関まで>>

○ハートコムおおいだ（トキハわさだタウン東側）

毎月第4水曜日午後（事前に電話予約が必要です） 電話097-541-6290

○保健所（保健部）・県庁薬務室（医療用麻薬・向精神薬の適正管理、手続等について）

東部保健所0977-67-2511／東部保健所国東保健部0978-72-1127／

中部保健所0972-62-9171／中部保健所由布保健部097-582-0660／

南部保健所0972-22-0562／豊肥保健所0974-22-0162／西部保健所0973-23-3133

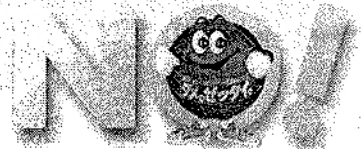
北部保健所0979-22-2210／北部保健所豊後高田保健部0978-22-3165／

大分県薬務室 097-506-2650

○警察署・フレンドリーサポートセンター（連絡先や詳細は***ページをご覧ください。）

※「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 について

中学生や高校生など青少年の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れるなど、覚せい剤を始めとする薬物乱用について深刻な情勢が続いています。そのため、厚生労働省では、関係省庁の協賛や関係団体の後援を得て、「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」を広く普及し、薬物乱用防止を一層推進するための「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しています。



大分県庁 薬務・覚せい剤乱用防止センター

トピックス

きれいな川づくりの推進事業

県では、河川管理の新たな手法として「リバーフレンド制度」(*)を導入するとともに、地元の小学生等を対象に河川美化に関する勉強会を開催し、河川愛護意識の高揚を図っています。

「リバーフレンド制度の導入」

リバーフレンド制度は、県内の一級河川（但し、国の直轄管理区間は除く）又は二級河川の河川敷（河川区域）の一定の区間について、住民団体、河川愛護団体、NPO法人等の自発的な河川ボランティアを募集し、このボランティア団体が主体となって河川の草刈りやゴミ拾いなどを行うものです。県は、地元の住民団体や自治会等をリバーフレンドに指定し、河川美化活動、花壇づくりなどの総合的な河川管理活動を支援しています。また、歩行式草刈り機の貸与や実費支給の定額化等により管理コストの低減化を図っています。



<平成20年度実績> 10団体 618人

「子ども水辺の勉強会の開催」

小学生とその保護者を対象に水辺の勉強会（水質・生物調査と併せて美化活動やリーフレットを利用し水辺の安全な遊び方の学習を実施）を開催し、川や海の役割や大切さ、ゴミの実態、水辺の安全利用について見識を高め、河川・海岸愛護意識の高揚及び美化の推進、減災への取組を図っています。



（平成20年度実施箇所 丹生川、田ノ浦海岸）